

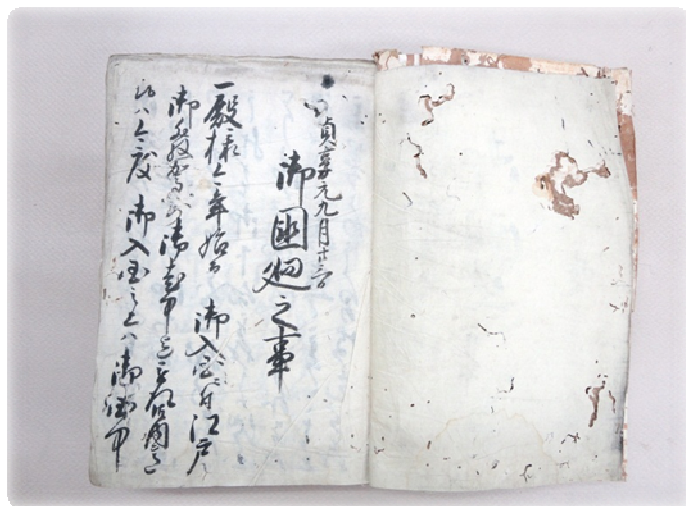
吉就様初御入国御国廻り一卷

「貞享元年」

毛利家文庫 六巡見二



表紙部分



冒頭部分

凡例

- 当史料は、平成二十三年度山口県文書館古文書実践講座（平成二十三年五月～二十四年二月、計十回）において、受講生（二班、名前は後記）が解読したものである。
- 収録した釈文は、講座期間中に受講生が読み進めた範囲のみであり、原本すべてを網羅したものではない。
- 漢字は、原則として常用漢字を使用した。但し、固有名詞など、必要と認めるものは原文のままとした。
- 変体仮名及び慣用的合字は、原則として平仮名に改めた。
- 適宜、読点および並列点を付した。
- 闕字は省略した。
- 抹消部分（ミセケチ）については、原則として訂正部分をそのまま本文とした。
- 説明として加えた傍注は、（ ）で示した。

(表紙)

貞享元年

吉就様初御入国

御国廻り一卷

栗屋帯刀役

(内表紙)

貞享元年

吉就様初テ御入国之時

御国廻り一卷

栗屋帯刀役中

貞享元九月廿三日

御国廻之事

一殿様今年始て御入国ニ付、江戸御発駕前御老中迄被得御内意候ハ、今度御入国之上ハ御国中御巡見被遊度之通被仰達候所ニ御尤候儀ニ候間、御下国之上ハ御国中御見聞被成可然との御内意ニ候、然ハ御下向被遊候てハ他国より御祝儀使者其外御案内ニ罷越候もの追々有之、其上甚暑之内ニ候間彼はニて被遊御延引候事

一右之通ニて御延引被遊候処ニ漸秋之末ニも相成、御時節旁も能太体之御事多さもうすらき候間、可被遊御廻国との御事ニ付御日並満願寺へ考被仰付候処ニ、九月廿三日吉日之通申出ニ付て、弥右之御日限ニ御発駕可被遊との御義而已ニ候事

一右之通ニ御発駕之御日限相極候付て、諸事御廻国御用意之沙汰有之候事

一九月廿三日弥御発駕被遊付夜中七ツ時ニ被為成御昼被遊御仕舞追付御膳被召上候、御相伴ニ児玉四郎兵衛被召出候事

一廿三日卯ノ刻御発駕也、御道筋ハ南ノ御門より中ノ惣門へ被遊御出、呉服町より田町熊谷町とをり、浜崎え被遊御出駕、鶴江之渡を御渡被成候、

此先順々御道筋之儀ハ御泊
付ニ相見ヘ候事

一御供之騎馬などの儀、未御発駕
不被遊内ハ、福原隠岐屋敷裏門
通りニ立置之、此所より順々乗
出候様ニ被仰付候事

右被遊御立候時御見送ニ

罷出候面々所柄之事

御一門中并

嫡子隠居共ニ

右古御蔵元之前ヘ罷出候事

福原隠岐

同 正次郎

繁沢次郎兵衛

国司与三兵衛

御部屋御手廻頭

山内九郎兵衛

次郎兵衛嫡子

繁沢監物

与三兵衛嫡子

国司吉十郎

三郎右衛門嫡子

児玉小次郎

右同所ヘ罷出候事

与頭中

寄組中

繁沢徳右衛門

穴戸半右衛門

大組番頭

御旗奉行

御鑓大将

御使番

物頭中

右四本松エ罷出候事

毛利市正

毛利織部

児玉四郎兵衛

出頭役

御目付

御奏者

小性中

御守役

右御色代之前へ

御城代

宍戸求馬

右御本丸橋際迄罷出候事

右御国廻ニ御発駕之時見送ニ

罷出候面々如此候、右之外無之事

一廿三日奈古被遊御昼休候、此所

元丸殿へ御配地之所ニ候故彼方より

御馳走有之候事

(付箋)

「貞享元年

吉就様初御入国之上

被遊御国廻候記録之内

一九月廿三日款

御発駕奈古被遊御昼休候

此所元丸殿へ
(同文省略)

一奈古為御待請家老奈古屋

主水被差出候、彼所御茶屋へ被

為入候時分、主水事門外迄御迎ニ

罷出候、御供之出頭役笹川治右衛門

披露也、左候て御座敷へ被為入候上

御熨斗主水差上候様ニと指図

付て御熨斗差上候、御前ニ

被為取主水へも被遣候事

一右相澄三汁十菜之御料理被

指上候、但ぬり木具也、御相伴毛利

宮内并小川玄達被召出候事

但、宮内方ハ於奈古御鹿狩被遊

付て彼地迄御供被仰付候付て
如此候事

一右之通ニ奈古御昼休之儀徳山より
御馳走有之付て、御先へ御奥番頭
小笠原仁左衛門彼所見合、御料理旁
見合トして先達て被遣候、此外御配膳
役御台所都合人鬼喰役御膳立

御膳夫煮方ケ様之御役人も

廿三日先達て奈古へ被差越、御膳
向御料理之分ハ徳山より之なやミ
不被仰付、此御方役人請取御料理
相調候、尤下地取調等之儀徳山より罷出候
役人より相調候事

於奈古徳山より被差出候用人へ
被遣物之事

一御小袖二ツ 奈古屋主水へ

右奈古御昼休付て、彼所為

御待請被差出付て被遣之、但

右之御小袖被遣様之次第ハ

奈古御本陣御勝手ニて

主水よひ出シ被成御祝

被遣之通御意之旨、笹川

治右衛門申渡候事

但右呉服ハ広蓋ニ入御書院

小性持出シ候事

一御小袖壺ツ

福間治部右衛門

一御羽織壺ツ

右奈古へ被差出候出頭人はも

主水跡へよひ出シ治右衛門申渡候事

一御小袖壺ツ充

桜井新右衛門

右奈古御馳走所御膳

見合為役人被差出候ニ付て

被遣之

光井十兵衛

桂 八兵衛

右兩人ハ徳山へ御配地之

中為御案内者被付置候

徳山領へ御移被遊候時大井之

川はた迄兩人罷出、彼所

にて笹川治右衛門披露仕候

右之被為対役被遣之

伊藤猪左衛門

右奈古にて御供中え之

馳走人

江村藤左衛門

右奈古町押之役人

山下平内

右御膳仕出役人

藤村権右衛門

右用人

安田七兵衛

右目付

玉井権左衛門

右御供中又次ノ馳走人

一銀貳枚

鷹巢五右衛門

右奈古代官役

一小判三両充

三谷道白

右医師

新見一斉

右茶堂

栗屋徳兵衛

右膳夫頭

一銀壹枚充 通ひ

稲垣文左衛門

同

木屋武助

同

景山文太夫

一金壹歩二ツ充膳夫

福谷四郎兵衛

同

早川又左衛門

一同壹枚充

増野猪左衛門

普喜太左衛門

檜崎仁左衛門

河内五右衛門

浅川伝左衛門

福田市郎右衛門

佐伯七兵衛

藤本四郎兵衛

渡辺惣内

原 半兵衛

財満玄与

右歩行通已下小々役人

右之もの共え之被遣物ハ、右之通ニ被遣物之品を書立如此被遣

儀候間、銘々主水方より申聞せ候

様ニと治右衛門より書立物相渡候事

一於奈古御通り掛御鹿狩可被

遊との御事ニ付て、御昼休被遊

直様奈古之内御狩山へ被成

御座候、此御狩之儀於萩前廉

より相知候付て、先達て其御用意

有之候事

一御手廻物頭小川三郎左衛門事、此度

御狩場都合被仰付、組之者

召連前廉より奈古へ被差越

諸事見合仕候事

大番小身通り

兼重三右衛門

遠近付

渋谷弥三左衛門

大筒打

湯浅三右衛門

右三人事常々狩山剛者

之事ニ候故、小川三郎左衛門へ相

添御狩場見合候様ニと被

仰付、是も先達て奈古へ

被遣諸事見合被仰付候事

一 御供ニ被召連候内鹿山剛者之

方無之付て、大番之内常々

鉄砲数奇仕候者奈古迄之

御供被仰付候、且又奈古近所ニ

住宅之御家人之儀も内々

狩山剛者之もの之儀ハ御狩場

被召出候事

一 殿様ニも御うつニ被為立候、為御

後見笹川治右衛門御うつへ御供被

仰付候、御前ニ被成御座候所ニハ

丈夫ニ棚をかき、自然手負

鹿なとまいり候ても不慮之儀

無之様ニ其用意兼てより仕候事

一 右御狩被成御仕舞、直様御泊

宇田へ被成御座候、此所萩より六里

十一町有之事 但宇田御本陣ハ

庄屋神吉所也

一 廿四日早天御昼被遊、御朝御膳

被召上宇田御発駕被遊候、

同日之御昼休所須佐也、此所

益田越中知行所ニ候へ共御仕与

付て当分下地被召上候、然は先年

大殿様御国廻之時も於須佐ニ先

越中より御膳差上候、只今ハ

下地公儀へ御預り之儀ニハ候へとも、

先例之通ニ御膳差上御馳走

申上度との前廉より願ニ付、被対

理ニ御馳走申上候様ニと被仰渡候事

一大がり埤ニ出茶屋有之、此所越中より

御断付て普請諸調之儀彼方より

御馳走也、此出茶屋へ御腰を

かけられ候、為御迎越中不逢故

益田源左衛門・井原孫左衛門罷出候、左候て

檜重越中より差上候付被召

上候、御供中へも赤飯馳走有之

追付被遊御立候、越中儀も坂

本迄御迎ニ罷出候、

御目見被遊御先へ被遣候事

一須佐御着被遊直様越中他屋へ

被為入候、此時他屋之門外迄

越中罷出候、家老共も町の

はつれ迄罷出候、笹川治右衛門其段

遂披露候事

一他屋被為入候上越中御熨斗

差上候、御前ニ被為取越中へ

被遣之事

一御太刀小馬代

一御小袖五ツ

一御樽一荷二種

右御熨斗被為取、引続

右之品々越中被召出

被成御祝、被遣之通御供之

出頭役笹川治右衛門申聞

頂戴仕候事

一右相澄御三献被召上候事

毛利宇右衛門

益田越中

右御三献之御かずニ被為成候事

一右御三献之時秀助代金貳枚

五両之御腰物越中より献上也、

口羽助之進披露之事

一右相澄御膳差上候

但三汁十菜白木具也

御相伴二

毛利宇右衛門

栗屋帶刀

口羽助之進

栗屋与十郎

井原秀右衛門

岡部玄圭

一御膳之上越中被召出

御意被遣候、此時師光金貳枚

五両之御腰物越中へ被遣之口羽

助之進申聞之

一越中家老被召出御なかれ

被遣之、銘々披露笹川治右衛門勤之

一御膳之上越中より御馬献上也、

庭え引出上覧、御供之

馬医生駒八郎右衛門請取之

一銀四拾三匁

但鼻皮錢卜して越中馬屋

別当へ被下之、生駒八郎右衛門より

渡之

一御供中えも越中より一汁

三菜之料理馳走也

一金三百疋充 越中家老

益田又左衛門

同

益田八郎左衛門

同

益田助左衛門

同

益田十左衛門

同

石津伝右衛門

右越中家老分之者二候故

右之分二被遣之、越中他屋之

勝手ニて銘々召出笹川

治右衛門申渡之、但、右被遣物
即座ニ相渡候付て陣僧持出シ也

一段々ニ御馳走有之、緩々と
被成御座須佐被遊御発駕候、
夫より石州境仏坂被成御越
被遊御見聞候、彼地出茶屋
有之、是も越中より御馳走
御菓子御茶被召上候、同日
江崎御泊ニ付て直様江崎へ
被成御座候事 但江崎御本陣

酒屋忠左衛門所也

一越中事仏坂へ御供被仰付候、
彼地ニて御暇被遣候へ共、御機嫌
為伺江崎へ参上之事

一廿五日江崎御立、同日御昼
弥富也、御本陣庄屋有田
作右衛門所也

一同晩嘉祢御泊、御本陣ハ
^(ハ)
百生平七家也

一廿六日嘉年御発駕、直様

津和野境野坂峠被成
御座境目被遊上覧候、此所より
津和野え御使者被差越候、御使
者柄御使番大西十郎右衛門也、亀井
松之助殿未入部無之付て御進物
等ハ無之、松之助殿家老田子
主水河田忠右衛門へ十郎右衛門を以
御意有之

但野坂峠ニかり出茶屋

有之、先年之御茶屋床ニ

此度も出茶や出来候へとも、
右之所柄よりハ津和野城下
市中共ニ悉相見へ申ニ付て、
茶屋床吟味可有之との儀

ニて少之間被成御座被遊御帰候事

一右之通野坂御下り徳佐御

本陣へ被為入候、椿勘左衛門と申ものゝ所御宿ニ相成候事

一津和野より使者有之、湯野

新兵衛と申者也、上下十四五人

馬牽せ参候、右之使者へ

御目見被仰付候

一鯉式尺

一塩雁一羽

一鮎鮓一沓形

一忍冬酒一徳

一桑酒一徳

右松之助殿より之進物也

一右之使者へ御料理被遣候、相伴

御手廻物頭藤井長右衛門被差出候

一御小袖二ツ 右之使者へ

右は使者立宿へ蔵田吉左衛門

を以被遣之、吉左衛門ハ御書院小性也

一徳佐へ内蔵助殿より為伺御機嫌

使者被差越候、山縣源右衛門也、上下

十人斗馬引せ候事

一鱸粕漬

一大和柿一籠

右内蔵助殿より献上之使者

於御本陣御目見被仰付候事

一廿七日徳佐御発駕、同日之

御昼休柚木也、御本陣伊藤

市兵衛也

一同晩嘉野御泊被遊候、御宿

漢陽寺也

一御小袖壺ツ 漢陽寺

隠居へ

右御目見被仰付、右之

呉服廿八日御立之朝御勝手ニて

被遣之、笹川治右衛門申聞せ候事

一 銀子貳枚 洪川之

長左衛門

右孝行人之由、代官金山

長兵衛より申出ニ付て達

上聞被遣之

一 御小袖壱ツ 草刈喜平次

右奥阿武郡御代官相勤候、

彼は才判所之儀数日御

通被遊御泊六ヶ所有之候、

依之取分致心遣才判所

仕与旁無残所ニ付被対

彼は於嘉野被遣之

一 廿八日嘉野御立、同日御昼休

宮ノ原也、御本陣庄屋時高九郎右衛門也、

此所元丸殿へ御配地之所ニ候故、徳山より

御膳被差上候、依之奈古之格を以

御馳走所何か為見合、御奥番頭上山

右衛門事先達て宮ノ原へ被差越

見合被仰付候、御待請之家老栗や

監物罷出候、御本陣へ被為入候時分、

監物事為御迎路次へ罷出候、笹川

治右衛門披露之

一 御本陣へ被為入御熨斗監物

持出差上候様ニと依差図、御熨斗

差上候趣ハ奈古之分之事

一 三汁十菜之御料理御馳走也

但、ぬり木具也

一 右御料理調之儀、奈古ニての

分ニ御配膳役御台所都合

栗屋五郎右衛門・鬼喰役・御膳立・

御膳夫・にかたのもの、是等之

役人ハ嘉野より先達て宮ノ

原被差越、徳山役人へ相對御

料理道具請取、御料理

相調申候

一御前之御通ひ、御相伴通り之
通ひ迄も御供之御手廻より
勤之事

一御小袖二ツ

栗屋監物へ

右宮ノ原為御待請罷出

付て被遣之、被遣様之次第ハ

奈古ニての通ニ、宮ノ原御宿

御勝手ニて御意之旨

笹川治右衛門申聞拝領被仰付候事

一御小袖壱ツ

一御羽織壱ツ

富山清右衛門

右宮の原為御待請被差出候、

出頭役故右之通ニ被遣候、是も

御意之旨治右衛門申聞被遣之

一御小袖壱ツ充

御膳見合都合人

福間彦太夫

徳山領御案内者

光井十兵衛

断右同

桂 八兵衛

右兩人へハ於奈古も呉服

被遣候へとも、領分為御案内者

被御供仕ニ付て、宮の原ニても

如此被遣候事

御供中馳走人

河合戸太夫

御膳仕出

長尾貞右衛門

御供中又次ノ馳走人

池田権兵衛

目付

安田七兵衛

同

長沼忠右衛門

同

柳 善左衛門

同

安野善之允

同

神本七郎兵衛

同

清水久兵衛

陣僧

松田嘉真

陣僧

財間玄与

同

神本善賀

同

村瀬友甫

右宮の原御待請之為役人

徳山より被差出付て右之通ニ

被遣之、右之者共へハ奈古

ニての分ニ銘々書立、栗屋

監物へ趣申聞付立治右衛門より

相渡候事

一廿八日広瀬御泊、御本陣ハ

庄屋仁兵衛所也

一廿九日山代本郷、御泊御本

陣山代勘場也

但先年大殿様御国廻り

被遊候時は、山代本郷へ吉川

監物殿被罷出候へ共、此度ハ

此所迄不被罷出、岩国近へ

内蔵助殿被罷出候様ニとの

御事ニ付て不被罷出候事

一本郷ニて山代代官作間権右衛門・

檢使生田猪右衛門・内藤六左衛門へ
御料理被遣候事

付、山代三老へも右一同二御料理

被遣候、先年大殿様

御廻国之時ハ御目見も不被

仰付、尤御料理も不被遣候

一十月朔日本郷御立、同日之

御昼休志部日前御本陣ハ

庄屋与左衛門所也、此所岩国へ

御配地故内蔵助殿より御馳走

被申上候

一志部日前為御馳走今田主計

被差出候事 但此所為見合先達て上□^(山)

右衛門被差越候、此外御台□^(所)

方御役人之儀も先へ被□^(遣)

御料理仕出候事

一御料理二汁七菜

一御本陣ニ詰居候御供中へハ

壺汁五菜、下宿ニ罷居候

面々へハ壺汁二菜、下分壺汁

壺菜也

一志部日前へ罷出候今田主計其外之

役人へ、此所ニてハ被遣物無之事

一挽茶一箱

右志部日前へ内蔵助殿より使者

を以献上之

一志部日前被成御立、夫より安芸

境小瀬へ被成御座、境目被成

上覧候、此所ニ内蔵助殿より茶屋

御馳走被掛御腰少々被成御座候、

尤御菓子など用意有之候事

一朔日之晚岩国御泊也、内蔵助殿

為御迎路次迄被罷出候事

一於岩国御膳被差上候付為見合

小笠原仁左衛門、先達て岩国へ被

指越候、尤御台所方之役人旁
前々之通ニ御先へ被差越候て
御料理仕出仕候事

一岩国ニて御宿内蔵助殿宅也、
内蔵助殿ハ被明退別宅ニ被
罷居候事

一内蔵助殿宅へ被為入候時、御駕□^(籠)
書院之縁迄被召せ候事

一御座敷御着座之上御熨斗
内蔵助殿被差上候事

一御太刀大馬代

一御小袖十ヲ

一御樽一荷二種

内蔵助殿へ

右内蔵助殿御前被召出、被成

御祝被遣候通口羽助之進申達之

一縮緬十卷内 赤五卷 中床也
白五卷

一御樽一荷二種

天長院殿へ

一縮緬五卷内 赤二卷 中床也
白三卷

一干鯛一箱 法泉院殿へ

右被成御祝被遣之

一右相澄御三献有之

一御三献之時辰房金三枚之

御腰物内蔵助殿より献上之、口羽
助之進披露之

一御太刀小馬代

右内蔵助殿より献上之

一十帖三卷 段子^(マシ)

一杉重壺くミ

右天長院殿より献上之

一十帖三卷 さや

一名酒壺徳

右法泉院殿より献上之

一御料理五三々白木具

一後段御吸物之上内蔵助殿へ

御盃被遣之、御盃事有之、

此時直綱金三枚之御腰物

被遣之、口羽助之進右御腰物持出

被成御祝被遣之通相達候事

一御酒五返目より御囃子始ル、

内蔵助殿手役者にて調之

一御相伴通りもかけ相二御通り
有之事

一内蔵助殿家老其外限有之

者共被召出御盃被遣之、左二
記之

一御太刀馬代 但青符三百疋宛

宮庄主水

今田主計

吉川八郎兵衛

吉川式部

吉川友之助

香川又左衛門

今田市之進

桂 彦右衛門

今田助左衛門

吉川六左衛門

栗屋十郎兵衛

吉川九郎兵衛

有福二郎左衛門

森脇又兵衛

一青符五百疋充

今田安右衛門

若林孫兵衛

今田九郎左衛門

今田甚右衛門

栗屋治左衛門

山縣奎之助

向 武助

森脇平兵衛

森脇与三右衛門

森脇七郎兵衛

横道助之進

森脇市郎左衛門

目加田段右衛門

内藤権六

進藤五兵衛

門田伝八

松浦市十郎

境 又七

中原甚兵衛

井上作左衛門

右之通ニ御礼申上候事

但笹川治右衛門銘々披露之

一御供中へも不残三汁八菜之料理
馳走有之事

一御料理之時内蔵助殿御相伴ニ
被召出候事

一御供之老中并口羽助之進・

井原彦右衛門出頭番頭役迄ハ熨斗め
半上下着用之事

一御通ひ御供之小性・^(ママ)中小性也、
いつも熨斗目長上下着用候事

一家老中其外へ御盃被遣
候時は御酌御書院小性長上下
着用、但木綿きる物着候事

一長府・徳山・清末・岩国ニて御供之
面々、いつも御法度之分ニもめん
きる物上はりニ着用被仰付候、

尤御料理被差上候時、
御前之御通ひ老中口羽
助之進出頭番頭、是等之類ハ
於于時熨斗目なと着候事

一内蔵助殿より鷹献上候事

一銀壺枚充 鷹匠三人へ

右鷹献上付て被遣之

一御馬献上有之、生駒八郎右衛門
請取之

一銀壺枚 馬や別当へ

右はな皮銭トして被遣之、生駒

八郎右衛門より渡之

一二日之朝三汁十菜之御料理
被差上候事

但御供中へ一汁三菜之事

岩国ニて被遣物之事

一御小袖式ツ充

宮庄主水

今田主計

吉川左近

吉川式部

吉川八郎兵衛

吉川市之助

吉川友之助

香川友之助

今田市之進

桂 彦右衛門

吉川六左衛門

栗や十郎兵衛^(屋)

森脇又兵衛

吉川九郎兵衛

今田勘右衛門

右銘々召出御意之旨

笹川治右衛門申聞候事

一御小袖壺ツ充

奏者此度御案内者

今田安右衛門

若林孫兵衛

山縣奎之助

今田九郎左衛門

今田甚右衛門

栗^(星)や治左衛門

向井武助

記録所役此度諸事仕出

森脇平兵衛

同

森脇与三右衛門

同

森脇七郎兵衛

同

横道助之進

同

山縣源右衛門

うら判方

祖式惣左衛門

同

横道彦右衛門

同

今田与三右衛門

一御小袖壺ツ

一御羽織壺ツ

森脇三郎兵衛

但、萩留守居役にて人柄ハ

萩二居候へ共、岩国にて被遣之

一御羽織壺ツ充

大番頭御供宿馳走人

宇都宮 奎

右同断

二宮与十郎

町奉行

井上半太夫

志部日前馳走人

佐々木平兵衛

一 小判壺両充

奥小性^(マヤ)
九人へ

一 岩国領出茶や松尾坂・小瀬

峠・金明寺峠^(マヤ)以上三ヶ所、御

馳走松尾坂金明寺峠にて

御菓子被差上候事

一 銀三枚充 元春様御寺

御屋敷様御寺

右岩国へ被為入、御使番為御名代参詣被
仰付候事

一 二日岩国御立、同日御昼休

高森也、御宿受徳寺也

但高森請取毛利織部、

依之御供中へ酒差出

馳走有之事

一 熊毛郡遠見之事栗屋帯刀

先地にて候故、出茶や彼方より

用意御菓子差上候事

付、御供中へ赤飯酒肴

馳走、足輕已下へも馳走

有之事

一 同日御泊花岡也、御本陣

彼所之御茶や也、此所へ徳山

より使者被差出候、御料理被遣

御目見被仰付候事

一 三日花岡御立、徳山土居へ

被成御立寄候事

一 御太刀大馬代

一 呉服十ヲ

一 御樽壺荷二種

右元丸殿え之被遣物也、右之

御進物先達て御使番大西

十郎右衛門へ持参被仰付渡置候事

一 土居へ被為入候時色代前迄

御駕籠ニ被召せ候、家老中

いづれも色代之左右へ罷出候、

笹川治右衛門披露之、左候て

色代へ被為上御熨斗被為取、

家老中へも被遣之、毛利

宇右衛門・栗屋帯刀・口羽助之進

御供之事

一銀三枚 日向様御寺へ

右徳山へ被為入、御使番大西

十郎右衛門御代参被仰付候事

一三日御昼休福川也、於此所

元丸殿より御膳被差上候、為

御待居山下二郎左衛門・神村将監・

桂民部・栗屋丹宮・福岡

彦兵衛・中川外記・鳥羽主膳

此外限有之者共罷出候、此

御方より小笠原仁左衛門先達て

彼御馳走所被差越、御料理

其外御本陣之趣為見合

御先へ被遣候、此外御台所付之

役人先達て被差越、御料理

物うけ取御膳之用意仕候

一福川御馳走之時御通ひのしめ

長上下、老中其外岩国同前候事

一御樽一荷二種

右於福川元丸殿より被指上候事

一御料理三汁十菜、白木具也

一右之時神村将監事御座敷

御目通りへ被召出、御料理之

御相伴被仰付候、尤御供之

老中御相伴被仰付候事

一御供之諸士へ二汁五菜、足輕

已下直参之分ハ悉一汁

三菜之御馳走之事

福川ニて被遣物之事

一御小袖式ッ充

山下二郎左衛門

神村将監

桂民部

栗や丹宮^(屋)

福岡彦兵衛

中川外記

鳥羽主膳

一御小袖壺ッ充

一御羽織壺ッ充

奈古屋与三右衛門

神村伊織

栗屋隼人

福岡市之助

右両条之面々ハ福川

御宿御勝手ニて銘々召出

御意之旨笹川治右衛門

申聞被遣之也

一御小袖壺ッ充

御膳見合都合

黒川十之允

御供馳走人

長浜弥太夫

仮屋馳走人

大野八之允

同

飯田源左衛門

御膳仕出

椿平八

御供衆又次ノ馳走人

岡武右衛門

用人

河田武左衛門

本分

今枝武右衛門

目付

近藤仁右衛門

飯^(屋)や馳走人

江村長右衛門

同

藤井弥右衛門

町奉行馬配役

片岡弥五兵衛

小幡彦右衛門

岩内七郎右衛門

御案内

大野又右衛門

同

江村平之允

諸所仕出都合

平田忠兵衛

同

作間三左衛門

作事都合

庄原七兵衛

一御羽織壱ツ充

窪井御見送

福間治部右衛門

郡代

岩崎治兵衛

一小判壱両充

窪井町奉行

飯田瀬兵衛

遠石押

増野忠左衛門

客^(屋)や役

中嶋市兵衛

富田押

神村藤九郎

弥地押

谷 忠左衛門

富海押

栗屋儀右衛門

諸所送見合

稻垣六左衛門

同

関 弥一右衛門

同

大野勘介

膳夫頭

栗^(屋)や徳兵衛

いしや

松岡玄寿

代官

鷹巢五右衛門

宮ノ原代官

坂田三左衛門

一銀壹枚

御通

福間市郎右衛門

一金百疋充

増野猪左衛門

小林久左衛門

普喜太左衛門

東 喜右衛門

檜崎仁左衛門

中村惣右衛門

河内五右衛門

石川七左衛門

吉村喜右衛門

浅川伝左衛門

畑 藤内

深野市左衛門

水津勘右衛門

伊藤六兵衛

藤本四郎兵衛

龜谷忠左衛門

松田嘉真

村瀬友甫

財満玄与

神本善賀

井村与左衛門

長野一郎左衛門

沖 源内

右前々之通ニ付立を以老分

笹川治右衛門より渡之、奈古

ニての分ニ相違無之事

一三日之晩三田尻御泊、御宿

御茶屋也、翌四日彼地御逗留

被遊候事

一三田尻へ毛利六郎左衛門方為伺

御機嫌参上、三日四日彼地

相詰、但在所之鰯献上之事

一同所へ毛利市正為伺御機嫌

罷出候、六郎左衛門・市正御膳之

御相伴ニ被召出候事

一於三田尻市正より御所柿壺籠

生鮭式尺献上之事

一三田尻御滞留之内彼地

都合役井上半右衛門へ御料理

被遣候事

於三田尻御船手中より献上之物
之事

一かろき御肴一種充

村上三郎兵衛

村上主水

村上掃部

平岡八左衛門

飯田七郎右衛門

山縣与右衛門

牧野市之介

村上太左衛門

二階藤左衛門

武弘七兵衛

三田尻都合役

井上半右衛門

同所勘場役

弘中半右衛門

右之通ニかろき御肴

一種充差上候事

一同一種充

防府

国分寺

瑠璃光寺

一五日三田尻御発駕、同日

御昼小郡也、御宿ハ彼地

御茶屋也

一小郡御昼之儀毛利市正

請取ニ付て、市正方三田尻より

御供ニて相越、御供中并

足輕以下御本陣御番食^(姓)

所へ酒肴馳走有之事

一銀三枚 白松小路村

八右衛門

右常々慈悲ふかき者之由、

代官申出付て達上聞

右之通ニ御褒美被遣候事

一五日之晩船木御泊也、此所

御本陣御茶や也、船木

之儀毛利虎槌請口ニ付、

市正格を以御馳走有之事

一六日船木御立、吉田御泊

御茶やへ被為人候事

一吉田御泊へ長府領之案内

者宮城太郎兵衛・口羽十郎兵衛

兩人被差出、此所より御供にて
長府領御案内仕候事

一吉田御本陣へ毛利権三郎殿より
長沼藤右衛門被差出候、御音信
有之事

一権三郎殿家老渡辺幾之允
小月へ罷出候付て、御目見
被仰付候事

一七日吉田御立、清末之
屋敷へ御立寄、色代にて御
熨斗被為取候事

一御太刀大馬代

一御樽二荷三種

右権三郎殿へ被成御祝被遣之

一ちりめん三巻内 赤一
白二 中床也

一御樽壹荷二種

右本光院殿へ

右土居へ不被為入候内御使番
波多野源兵衛為御使土居へ
持せ被遣候事

一御小袖弐ツ 内藤瀬兵衛へ

右権三郎殿家老江戸ニ罷居候付、
権三郎殿へ之被遣物一同ニ源兵衛へ
持参被仰付、土居へ渡置候事

一土居へ被成御立寄、色代にて
御熨斗被為取、夫より権三郎殿
より之御馳走所へ被成御座候事

一権三郎殿御馳走所清末町
はつれに出茶や被申付、檜重
御吸物被差上候事

一中川十郎右衛門・渡辺幾之允右之
水茶やへ相詰候付、被召出
御盃被遣之事

一御供中へも赤飯酒肴馳走之事
一御小袖弐ツ充 内藤左兵衛

渡辺幾之允

中川十郎右衛門

長沼藤右衛門

平野左吉

片見五郎兵衛

右権三郎殿家老分へハ

御意之旨、笹川治右衛門申聞被遣之

一銀貳枚充

熊野五郎右衛門

柴田惣兵衛

松石弥次右衛門

河井源兵衛

江本十兵衛

稲田猪左衛門

児玉伝兵衛

村井彦市

飯田武兵衛

脇 弥兵衛

黒川段右衛門

河崎善兵衛

一小判壺兩充

(姓)
小性三人へ

一銀壺枚充

茶道四人へ

右之分ハ前々之通ニ付立を以、

渡辺幾之允へ治右衛門より趣申聞せ候事

一御小袖壺ツ

右権三郎殿より吉田へ被差出候使者へ

被遣候事

一権三郎殿馳走所御立被遊、

夫より直ニ甲斐守殿土居へ被成

御立寄候、長府町はつれ迄

細川宮内・伊秩喜之助御迎ニ

罷出候、笹川治右衛門披露之

一甲斐守殿色代迄御駕籠ニ

被召せ候、家老中式台之

左右へ罷出候、いづれも笹川
治右衛門披露之、御熨斗被
為取細川宮内・梶杜寿太郎へ
御熨斗被遣之事

一 甲斐守殿へ之被遣物、先達て
土居へ被遣置候、左二記之

一 御太刀大馬代

一 御小袖拾ヲ

一 御樽二荷三種

右甲斐守殿へ被遣之、御使中村

与左衛門也、与左衛門ハ大番五百石通り也

一 縮緬三卷内 赤一
白二 中床也

一 御樽一荷二種

右瑞法院殿へ被遣之、御使右

同人也

一 銀三枚 秀元御寺
甲山寺へ

右同人為御名代参詣被仰付候事

一 長府之土居迄被成御出、直様

下ノ関へ被成御座候、此所にて甲斐守殿

より御馳走被申上候、御本陣ハ

阿弥陀寺也

一 右御馳走所為見合上山

右衛門御先へ被遣候、此外御台所

付之御役人前々之通ニ先達て

被差越、御料理調被仰付候事

一 御樽壹荷三種

右甲斐守殿より於阿弥陀寺

以使者被差上候、笹川治右衛門

披露之

村井八左衛門

右之使者也、被召出

御目見被仰付候事

一 御料理三汁十菜、木具

一 毛利頼母事御目通りへ被

召出御料理之御相伴被
仰付候、尤御供之老中をも

御相伴被仰付候事

一御太刀小馬代にて

細川宮内

杉森寿太郎

細川長松

伊秩喜之助

三沢四郎左衛門

右御目見被仰付候時、右之

通ニ御太刀小馬代を以御礼申

上候事

一御膳以後役者用意有之、
(囃子)
はやし有之、甲斐守殿手役者也

一右之時御通熨斗目長上下

着用被仰付候、尤御供之小性、
(姓)

中小性也

一老中口羽助之進出頭御奥

番頭ケ様之類熨斗目

着用候也、いづれも前々之通ニ候事

一御料理其外諸仕出長府之

役人相調、都合之所此御方

御供之御役人請取、御料理

調出候事

一御供之諸士悉ニ汁五菜之

料理也、伊藤権八と申者之

所ニて馳走之事

一足輕以下へハ一汁三菜之

料理之事

一御本陣付之御供中へハ翌

朝も一汁三菜之料理之事

一前かと於萩甲斐守殿屋敷番

小嶋松右衛門・川崎惣右衛門兩人へ

神田忠右衛門より相談候ハ、御本陣

付当番之面々并足輕等

下宿戻候儀不相成首尾候
条、番めし仕出候様ニと申
談付て、右之通ニ翌朝も
御本陣詰かゝり之面々
番食仕廻候事

一 御料理以後阿弥陀寺被
召出、御目見被仰付候事

一 御影堂へ被成御座、同宿
被召出、安徳天皇ノ由来
絵説被仰付被聞召候事

一 銀五枚 阿弥陀寺
住持へ

一金壹歩壹切 安徳天皇之
堂守へ

但、平家物語絵説被仰付候故

一 銀壹枚 関ノ亀山へ

右御使者笹川源右衛門也

一同壹枚 一ノ宮

右御使者同人

一同壹枚 二ノ宮

右御使者桂八郎左衛門

右下関御着之上、右之

通ニ御使者を以御初穂被
差上候事

於下関甲斐守殿家来
其外へ被遣物之事

一 御小袖式ツ充

桂 縫殿

三吉内蔵

細川宮内

毛利頼母

杉森寿太郎

細川長松

右家老分是等へハ銘々

御意之旨笹川治右衛門

申渡、御勝手ニて右之通ニ被遣

一御小袖壺ッ充

一御羽織壺ッ充

中老印内迄之御迎

伊秩喜之助

右同断

三沢四郎左衛門

下関町奉行

村上六兵衛

吉田へ之使者番頭通り

村上惣兵衛

長府土居玄関伺公手廻頭

長井四郎兵衛

御樽折持参之使使番
(マシ)

村井八左衛門

物聞

小嶋松右衛門

大番長府領御案内者

口羽十郎兵衛

右同役是ハ物頭

宮城太郎兵衛

関万見合

伊秩三左衛門

一御羽織壺ッ充

下之関馬配式人へ

一銀式枚充

玄関目付役

村上市左衛門

長府土居御案内者

山縣孫六

同

栗屋二郎兵衛
(屋)

客や役

井上喜六

同
庄原平助

領分御案内

上田猪兵衛

同郡代

中村助兵衛

同郡代

岩間新右衛門

関用人

田辺伝内

横目

飯田平次兵衛

下宿割

上田弥左衛門

御供馳走人

伊佐只右衛門

同

桂 八郎兵衛

同

萩野清六

同

土居太兵衛

同

山口儀右衛門

引接寺ニて料理所見合

村井左兵衛

同

西 太兵衛

一小判壺両充

関賄方

松野義介

御供賄方

伊秩納右衛門

引接寺ニて賄方

飯田仁右衛門

右之役人へ之被遣物前々
之通ニ書立を以毛利頼母へ

笹川治右衛門申聞せ候事

一銀壺枚充

役者

伊藤作左衛門

同

寅菊治右衛門

一金貳百疋充

外二役者

十三人へ

一同百疋充

地うたひ

九人へ

一同百疋充

狂言師

三人へ

右断同

一八日下関御発駕福江御

昼休被遊候、是も甲斐守殿より

御馳走有之

一福江為御待請田代七郎兵衛

被差出候、御目見被仰付

御盃被遣候事

一御太刀小馬代 田代七郎兵衛

右御目見之時右之通二御礼

申上候事

一御小袖壺ツ

右同人へ

一御羽織壺ツ

右笹川治右衛門御意

申渡被遣之

一銀貳枚充 万見合

横山左近右衛門

同

萩山弥一右衛門

右福江役人ニ付被遣之

一同日川棚御泊甲斐守殿より

御馳走御料理三汁十菜

一御供之御小性中小性中帶

ニて御通ひ被仰付候事

一川棚御着之晩、御本陣御供

中へ二汁五菜之料理之事

付、翌朝ハ一汁三菜之事

一川棚為御待請西図書罷出

御目見被仰付御盃被遣候、

御太刀御小馬代ニて御礼申上候事

一御小袖式ツ

西 図書へ

右川棚御本陣御勝手ニて

御意之旨、笹川治右衛門申聞

拝領被仰付候事

一御小袖壺ツ

万見合

一御羽織壺ツ

財満十左衛門

一銀式枚

川棚御宿

妙清寺

一同式枚充

横目

村野庄左衛門

用人

豊部甚右衛門

長府町奉行

小笠原三郎兵衛

同

伊佐吉兵衛

一小判壺両

賄方

栗屋孫兵衛

右之者共へハ早晚之通ニ

付立を以図書へ申聞せ候事

右川棚ニて被遣分如此候事

一九日川棚御立、宇賀御昼也、

長府より御馳走之事

但福江・宇賀共ニ桧重被差上候、

御供中へハ赤飯之事

一字賀御馳走為見合并上

久左衛門被差出候、御目見被

仰付御盃被遣候事

一御太刀馬代 但、金百疋にて

井上久左衛門

右宇賀にて御礼申上候事

一御小袖壺ッ充

一御羽織壺ッ充

御待請都合人

井上久左衛門

長府見送使者

垣田新左衛門

一銀貳枚充

万見合

井上小左衛門

同

中村弥二左衛門

栗野船橋奉行

田原久左衛門

一小判壺両充

配膳役

財満六右衛門

同

桂 助右衛門

川棚配膳

田辺奎左衛門

同

伊佐源内

水野弥右衛門

吉田源左衛門

人馬配

水川浅右衛門

同

宮村善右衛門

一銀壺枚充

小々之役人十九人へ

一金式百疋充

陣僧八人へ

右宇賀御昼ニて被遣之

一同晩阿川御泊也、此所毛利

宇右衛門先知付て御馳走申上候事

一御樽壺荷

一鯛三

一雁壺羽

一ひひとろ鈴壺対

一杉重壺与

一御挽茶一箱

右毛利宇右衛門より阿川於

先知献上之

一御供中へ不残一汁三菜之

料理馳走有之事

一十日阿川御立、御通りかけニ

青野山被遊御鹿狩候事

一井上之儀御昼休之筈ニ候へ共、

御狩ニ付て御泊之用意仕候様

にと御所務代河野小四郎へ

申渡有之候、但、井上御宿

庄や入江孫兵衛所也
(屋)

一十一日十二日風雨つよく井上御滞留、

十三日井上御立深川御泊也

御本陣長井了意酒場也

一井上より被成御座かかり日置山御狩有之事

但此所へ為伺御機嫌萩より

作間新兵衛被差出候事

一錢壺貫文

右井上ニて庄や孫兵衛世倅
(屋)

猪右衛門へ被遣之

一 銀三枚 御香奠之分

金五百疋 御樽代

昆布壺箱

大寧寺自分へ被遣

右深川御通り之時分御使番

波多野源兵衛を以被遣之

一 御小袖壺ツ

深川ニて

厚母四郎兵衛へ

右御両国絵図方御役

付て、今度御供被仰付候、定

御供被仰付候処ニ、堅固ニ

御供仕付て為御褒美

被遣之

一同壺ツ 無紋 長井了意

但彼者宅於深川御本陣ニ

相成候、然者新儀ニ自分より

作事等仕、遂御馳走候付て

被対旁拝領被仰付候事

一 銀貳枚充 通浦ノ

四郎兵衛

瀧坂

乙松

豊原ノ

久兵衛

右三人孝行成ものゝ由、

代官申出付て達上聞

右之通ニ被遣之

一米貳俵 深川市ノ

孫左衛門

右忠義成ものゝ由ニ付て

被遣之

一 十四日深川御立、三見御昼

休、御宿光円寺也

一同日申ノ上刻被遊御入城候事

- 一 御入城之刻四本松二ノ丸え
為御迎罷出候面々之儀、最前
御発駕之時為御見送り
罷出候分ニ御迎ニ罷出候事
- 一 桜井船渡へ船場為見合
浜崎御代官勝間田権左衛門罷出候事
- 一 同所太体之為見合御目付
上山庄左衛門・御手廻り物頭桂
五郎左衛門被差出候事
- 一 町奉行福原猪兵衛事、平安古
町はつれ迄御迎ニ罷出候事
- 一 御供中乗掛ハ船渡より
其外之駄荷之儀ハ大橋へ
廻し候事
- 一 御入城被遊御奥ニて御熨斗
被為取、御一門方老中へも御
熨斗被遣候事
- 一 同晚被成御祝、於御座之間
三汁九菜向詰之御料理
被召上候事
- 但木具也
- 一 御相伴ニ毛利市正・毛利
織部・益田越中・岡部玄圭
被召出候事
- 一 毛利宇右衛門・栗^(屋)や帯刀兩人ハ
御国廻り御供ニ付て、御相伴ニ
不被召出候事
- 一 四本松其外へ御迎ニ罷出候
面々御城被為入候てハ
御目見無之、記録所へ右面々
出仕退者也
- 一 翌十五日御一門中老中為伺
御機嫌出仕、於御座之間
御目見被遊候事
- 一 組頭寄与^(其)外御役人中

不殘登城、於記錄所老中
相對退者也

一 御帰城付て御一門老中并
山内九郎兵衛・児玉四郎兵衛より為
御音信御肴一種充、翌日
十五日ニ献上之、於御座之間
銘々披露有之事

一 吉川内蔵助殿より御国廻中
御国中御供被申付候綿貫
権右衛門事、萩迄御供仕付
御着被遊候晚則御暇被遣、
依之於虎ノ間二汁五菜之
御料理被遣候、萩留守居
森脇三郎兵衛同道にて罷出候付、
彼者へも一所にて御料理被遣候、
左候て内蔵助殿へハ御書
にて被仰遣候事

一 銀五枚 綿貫権右衛門へ
右被成御祝被遣之、於虎ノ間
新山七郎左衛門申聞せ候事、
御国廻り被遊御帰城
之上大殿様え御使者
を以右之通被仰進候事

一 今度始て御入国被遊ニ付て、
御先規之通ニ御国中被遊
御巡見御機嫌克
御帰城被遊付て、此段
大殿様え可被仰上との御事ニ付、
大番国司庄左衛門江戸へ被指
上候、御音信旁左ニ記之

一 雁二
一 蜜漬一つほ 箱入折居ニして
右は大殿様へ正左衛門を以
被進之、尤御書を以
被仰進候事

一 御姫様へも御書にて被仰進候事

一 御国廻り被成候段、公儀へ之
御付届入候首尾ニて御使者
被差出様ニ候て、正左衛門を以
御勤可被成候間、其沙汰候様ニと
御留守居児玉三郎右衛門并公儀
人方へ粟屋帯刀より申達候事
一 京都所司代・大坂御城代
衆へも右之御付届入可申哉、
御国ニて難計候条、江戸ニて
御老中へ御内意承、弥御
つとめ被為入首尾ニ候て、江戸より
御書調之沙汰候て直様
京都・大坂差越被申様ニと
右各へ申達候事
一 御廻国之時毛利甲斐守殿・
毛利元丸殿へ御配地之所、
御通り被遊候時分被遂御
馳走候付て、正左衛門を以御礼
被仰入候事
一 亀井松之助殿よりも御国廻り
之時分、御国境へ使者被
差出御音信有之候、此脇
殿様よりも何ぞ御心入之御
音信可被遊候、今少先へ成候て
両種可被進之候物有旁吟
味有之、於江戸御書
調被申付御使者を以可被進
候条、其沙汰候様ニと江戸へ
申達候事
一 正左衛門事十月十六日御国元
出足被仰付候事
一 御国廻被遊候付て、此儀公儀へ
御使者を以御付届被遊筈ニ
候て、国司正左衛門を以御付届
可被成候間、御内意次第ニ可有

其沙汰之由申遣候付、正左衛門
参府之上公儀人林仁左衛門・
大久保加賀守殿へ相伺候処ニ
御使者候て、右之御付届被成候ニハ
不及候、御飛札を以御頼入候、
阿部豊後守殿計へ被仰達
相澄候由、加賀守殿御内意ニ
付て御飛札之調ニして御書
林仁左衛門持参、豊後守殿
計へ御勤相澄候由候、扨又
京都所司代衆・大坂御城代
衆へハ御付届不及候由ニ付て、
不及其沙汰候由、御一門中様
へハ御知せ被成可然候由ニ付て、
いつも御つとめ之沙汰仕候由
江戸より申来候事

御国廻御留守中

御城御番之次第

一 御奥御次番四人二番ニして

一同所陣僧三人三番ニして

一 御表陣僧三人三番ニして

但右之内大番所へ壱人充

罷出候、御無人之節ハ幼少

之者昼計罷出候事

一 御陣僧番頭壱人

但昼之内御用有之節罷出候、朝計

御番めし被遣候事

一 御台所灯方炭方ともニ

一人充定詰、此もの共ハ昼夜

相詰候付て、御蔵本より御番食

仕出候て御番めし被遣候、此外ハ

御番めし不被遣候事

一 御書院御次番四人充三番ニして

一 記録所御次番四人三番ニして

一 記録所小使四人充

但 𡵿人ハ手頭也、是ハ御番
めし被遣候事

一 御廊下之辻番御在城之分ニ
被仰付候、其外足輕之番ハ
御引せ候事

一 大番之儀ハ御在城之通ニ
御番被仰付候事

一 御歩行目付𡵿人充

一 大御目付新山勘右衛門・上山
正左衛門兩人事、各番ニして
御城罷出太体見聞被
仰付候事

一 御城御門之しまりハ御本丸
出入之儀ハ大番之面々計
往来被仰付候事

一 右御本丸御在城之時は
物頭被差置、足輕御番仕
候へ共、此度之御留守中之儀ハ
御在府御留守之通ニ穴戸
求馬より支配ニて御門定番

三隅四郎左衛門・前原四郎兵衛兩人
各番ニして相詰、求馬与之者
御番被仰付候事

一 御台所門よりの出入之儀ハ、
御用人其外御奥記録所廻り
御書院御次番、扨又毛利市正・
栗屋帯刀手子中、ケ様之
類往来被仰付候、此外ニも
於于時御用有之御城罷出
候ハて不相叶、用人之分前
かと沙汰有之候、穴戸求馬
より御台所御門へ書立差出
其辻を以御門勘過相成候、
尤御台所御門之儀も物頭へ

御引せ、求馬与之者差出御門
定番御番仕候事

御国廻りニ付て御供中へ之
法度書之事

覚

一今度御当代始て

御入国ニ付被遊御国廻候条、

御供之衆下々ニ至迄諸事

行規作法能、万事可相嗜

之旨候事

付、御供之行列ミたりニ無之

やうに御備付のことく

可被遂其節事

付、下々至迄異形異類之

儀堅御法度ニ候事

一喧嘩口論無之様ニ下々えも

手堅可被申付事

一押買停止ニ被仰付候、惣て

百姓町人ニ権柄かましき

儀不仕やうに下々へ手かたく

可被申付事

一内證として地下之馳走

一円請引被申間敷事

一在々之儀ハ物每不自由之儀

各も了簡之前ニ候、然間面々

宿等之儀も万事ふつゝかに

可有之候、其外諸事其心得

候て何事も随分堪忍仕、

無別条御供之覚悟肝

要ニ候事

一人馬請取之時ミたりニ無之

様ニ可被相心得候事

一宿々ニて火用心手かたく

可被申付事

一 泊り／＼ニてミたりに私あり
き無之様ニ、下々へ堅可被
申付事

一 酒飯并音信之贈答

堅御法度ニ候間、常々被

仰渡置候通弥相違有

間敷事

付、相宿之儀ハ各別之儀候、

然といへとも振廻之儀ハ

停止ニ被仰付候事

一 衣類之儀如御定大小身共ニ

もめんたるへし、但、下着之

儀も御定之通弥相違

有間敷事

付、目ニ立たるひやうもん之類

一切停止之事

一 乗懸廻り結構ニ被仕間敷候、

毛氈か敷皮か一枚ニ上ふとん

日野紬之類、尤壺ツハもめん

ニて以上式ツニ至へからさる事

付、小姓衆ハふとん式ツ共ニ

羽二重日野紬之類、

此外はたとひ持合候

とも高直之から物、

あるひハ金銀之入たる

物惣て目ニ立たる儀停止ニ

被仰付候事

付、又内ハ毛氈か敷皮かの上ニ

もめんふとん之外停止ニ候事

一 馬具之儀ハ本梨地之

鞍鐙并猩々皮羅紗之

房等御法度ニ候、其外

目ニ立たる諸道具一切停止ニ

被仰付候事

以上

右御国廻り御道中御法度之次第如此被仰出候条、

此旨堅固ニ可被相守候、以上

貞享元

九月日

栗帶刀

益越中

毛織部

毛宇右衛門

毛市正

御備之次第

対羽織

押御中間一人

対羽織

押御中間一人

御先乗御手廻物頭
自分之道具

口羽四郎五郎

兩人間芝人

藤井長右衛門

御鉄炮拾挺

対羽織

手替り五人

対羽織

御鉄炮之者拾人

玉箱沓荷

手替りとも二

御弓拾張

新中間式人対羽織

手替五人対羽織

御弓之者拾人対羽織

筥前箱沓荷

新中間式人対羽織

手替りとも二

鳥毛拾本

手替り五人対羽織

御中間拾人対羽織

御鷹三連
御鷹匠

対羽織

御牽馬式足

御馬や之者四人

対羽織

沓籠式ッ

佐々木組式人

御挿箱五ッ

手替り五人対羽織

御中間五人対羽織

手替り共二

御合羽箱志ッ

御中間式人対羽織

才料御鉄炮之者一人

御掛硯志荷

御中間三人対羽織
手替り共二

御具足箱志荷

御具足箱御添長持
才料御鉄炮之者一人

新中間四人対羽織
手替り共二

同御添長持志荷

新中間四人対羽織

御持筒五挺

手替り共二

御鉄炮之者八人対羽織

玉箱志荷

手替り共二

新中間式人対羽織

御持弓式張

手替りとも二

御弓之者三人対羽織

簀瓢志ッ

手替りとも二

新中間 我人対羽織

御立笠

手替りとも二

御中間 我人

御長柄笠

手替りとも二

御挿箱之者 我人

大島毛 弍本

手替りとも二

御中間 四人

てまり御鎖 弍本

手替りとも二

御手廻御道具
之者式人

御長刀

手替りとも二

御小人之者式人

御歩行拾人

御腰物筒

御腰物筒

御駕籠

御書院小性五人

御手廻五人

対着物

御小人三人

同肝煎一人

対着物
御駕籠之者拾五人

青貝鼓

小てまり菅本

御十文字

御手廻御道具之者式人

御手廻御道具之者式人

御持挿箱

御持挿箱

御挿箱之者式人

御挿箱之者式人

才料
御鉄炮

御印判箱

御鉄炮之者言人

御中間式人

才料

御薬たんす

御鉄炮之者言人

新中間四人

御牽馬啓足

対着物
御馬之者共人

脊籠佐々木身一人

御駕籠乗物廻シ手新中間三人

御水風炉啓荷

水仁恵人
御六尺共人対羽織

水田子志荷

対羽織

六尺貳人

御中間頭
一人

御陸目付
一人

小使中間拾人対羽織

御歩行合羽箱并笠

地下夫

御鉄炮之者
一人

又草履取

御鉄炮之者
押之者三人

騎馬

笹川治右衛門・棕梨半兵衛

上山右衛門

小笠原仁右衛門

両人間悪人但当番之内乃美半之助

当番御小性老人

御茶堂

大西十郎右衛門

波多野源兵衛

両人間当番一人

大与騎馬三人又若党又挿箱

又道具

両人間菅人充乗物

掠木益庵 原田友庵

小川玄達

岡部玄圭

三河源右衛門

大和源兵衛

両人間一人

口羽助之進

粟屋帶刀

毛利宇右衛門

井原彦右衛門

御泊付

九月廿三日 御発駕

萩

此間式り廿四丁

大井

此間三十三丁

徳山領

奈古萩ヨリ三里半余 御昼休

此間壱り十丁

右徳山御馳走

木与

此間壱り十六丁

萩より六り十壺丁

宇田

御泊

此間廿八丁

榎本太郎左衛門

児玉民部

宍道五郎兵衛

請取

右御所務代草刈喜平次

惣郷

大かり埵

惣郷より壺り廿五丁

須佐

御昼休

此間壺り半

益田越中請取

右御所務代右同人

宇田より四里

江崎

御泊

堅田斎宮

柳沢監物請取

右御所務代右同人

仏坂へ壺里半余有之、宇田より仏坂え直様

被成御座、江崎へ御戻候へハ宇田より七り余、但御往来共ニ

仏坂 但石州境

江崎より二り三十丁

小川

江崎より四り六丁余

弥富

御昼休

此間三十式丁

益田九左衛門

渡辺太郎左衛門

宍戸九十郎

日野七兵衛請取

福田

此間三り

右御所務代右同人

江崎より八り廿丁

嘉年

御泊

此間式里

国司与三兵衛

益田七郎兵衛

林 吉兵衛

請取

右御所務代右同人

梶原

此間耄り

嘉年より三り

徳佐

福原隠岐請取

右御所務代右同人

野坂へ耄り余有之、嘉年より直様彼地へ被成御座、徳佐へ
御戻候へハ嘉年より五り余、但野坂へ御往来共二

野坂

徳佐より二り十一丁

地福

此間耄り十七丁

徳佐より三り廿八丁

柚木

御昼休

毛利六郎左衛門請取

右御所務代金山長兵衛

大潮

徳佐より八り三十町、柚木より五り二り

(44)

嘉野

御泊

此間二り余

穴戸修理請取

右御所務代桑原新左衛門

金峯

此間二り余

徳山領

嘉野より四り二町

宮ノ原

御昼休

此間二り十丁

右徳山御馳走

嘉野より六り十町余、宮ノ原より二り十丁

広瀬

御泊

此間二り三十町

山代本郷

御泊

此間二り廿二丁

生見

此間三十丁

岩国領本郷より三り十六丁

志部日前

御昼休

此間二り廿四丁

但岩国より御馳走

岩国領
関戸

此間廿三丁余

岩国領

小瀬 但関戸へ御戻被成候へハ御往来共二壱り十丁

安芸境

本郷より八り余、志部日前より四り廿二丁、但小瀬へ御越又関戸へ被成御帰

岩国

御泊

御往来岩国迄

岩国より御馳走

柱野

此間壱り三十式丁余

玖珂本郷

此間廿八丁

岩国より三り半余

高森

御昼休

毛利織部請取

此間二り壱丁

右御所務代柏村茂右衛門

今市

此間十式丁余

呼坂

此間一り十七丁

窪市

此間壱丁七丁

岩国より八り余、高森より四り半余

花岡

御泊

此間廿四丁余

井原七之助

桂 木工

内藤与三左衛門

宍戸九郎左衛門

請取

右御所務代桑原新左衛門

久米

此間廿丁

徳山領

遠石

此間十四丁

同

徳山

此間壱里十式丁余

同

富田

此間十九丁

同 花岡より三り十七丁余

福川

御昼休

此間耄り二丁

右徳山御馳走

徳山領

矢地

此間十四丁

戸田

此間耄り七丁

徳山領

富海

此間三十二丁余

浮野

此間三十二丁

三田尻

御泊

此間一り三十丁余 御所務代井上半右衛門

岩淵

此間十一丁

台道

此間耄り十一町

陶

此間耄り六丁

三田尻より四り廿六丁余

小郡

御昼休

此間二り八丁

毛利市正請取

右御所務代小沢七右衛門

山中

此間二り廿丁

三田尻より九り十四丁余、小郡より四り廿八丁

船木

御泊

此間耄り十丁

毛利虎槌請取

右御所務代楊井三之允

厚狭

此間二り廿二丁

舟木より三り三十耄丁

吉田

御泊

熊谷帶刀

宍戸求馬

佐々木太郎左衛門

秋里治右衛門

請取

右御所務代山名平四郎

長府領

小月

此間二り壱丁余

同

長府

此間二り

同 吉田より五り三丁余

下関

御泊

此間二り廿二丁余

同

福江

御昼休

此間壱り十丁

同

吉見

此間三十丁余

同

黒井

此間廿六丁

同 下関より五り半余、福江より二り三十丁

川棚

御泊

此間二り半余

同

宇賀

御昼休

此間二り六丁余

右長府御馳走

瀧部

此間一り十壱丁余

川棚より六里余、宇賀より三り半余

阿川

御泊

此間壱り

清水長左衛門

桂 三郎左衛門

右御所務代河野小四郎

長府領

青野

阿川より二り半

井上

此間壱り半

御昼休

浦 孫兵衛

宍戸十郎兵衛

福原猪右衛門

請取

右御所務代河野小四郎

河原

此間十八丁

日置

此間二り五丁

阿川より六り半余

深川

御泊

此間二り式丁

梨羽頼母

根来主税

山内正二郎

草刈太郎左衛門

周布彦二郎

請取

右御所務代湯浅小右衛門

三隅

此間二り廿丁余

深川より四り廿三丁

三見

御昼

此間二り五丁

繁沢二郎兵衛

益田源兵衛

赤川仁右衛門

杉杜権三郎

同 五郎兵衛

請取

右御所務代栗や喜兵衛

深川より六り余

萩

以上百十三里余

但御国境へ被成御寄候御往来共二

御泊十六ヶ所

御昼休十三ヶ所

但井上御昼之筈ニ候へ共、御狩被遊候付

御泊ニ相成候事

右御国廻りニ付て御國中諸所
御泊御昼休、扱又御馳走所
請口之次第如此相定候、御
茶屋一ヶ所え其所請口之方より
侍三人・中間五人充指出候て
御所務代指図を以御用意
所相勤候事

御馳走所請口御除之面々

御国廻御供

毛利宇右衛門

同

栗屋帯刀

江戸詰

国司主計

江戸御留守居

児玉三郎左衛門

御隠居様御手廻り頭

佐世勘兵衛

同

山内九郎兵衛

御手廻り頭

口羽助之進

同

児玉四郎兵衛

来番手

志道太郎右衛門

御国廻り御供

井原彦右衛門

江戸御使被差上御国廻り砌未下入候ニ付

口羽四郎右衛門

江戸詰

高須平七

三田尻両頭

村上主水

村上三郎兵衛

右兩人従先年被差除候事

毛利八郎左衛門

右寄与並ニハ被仰付候へ共、小身

ニて寺社与支配被仰付、大役ニ
付て被差除候事

内藤四郎兵衛

右千石已上之番頭通りへハ

此度之御宿御馳走所御

請取せ被成儀ニ候へ共、志道

太郎右衛門与ニて来江戸番ニ

付て被差除候事

杉森権三郎

同 五郎兵衛

右寄与ニて候故小身ニ候へ共

不被差除候、然付て知行所

方角之不及沙汰、御城下

近方ニて手伝ひ能所御

請取せ可被成候由ニて、詮儀

之上三見御昼休所催相

人数ニ指出候事

右諸所御泊御昼休之御茶や

請口之儀、御先代ハ御一門方・

老中・与頭通り千二三百石

以上の寄与迄御請取せ候へ共、

此度之儀ハ御一門方・老中・与頭・

寄与不依大小身悉被成御請取せ、

扨又大与番頭千石通り迄も

右同前ニ被仰付候事

御国廻り之内為伺御機嫌

御使者被差出候事

宇田へ

山田与十郎

花岡へ

杉山太兵衛

吉田へ

栗屋四郎右衛門

深川へ

作間新兵衛

右大番より右之通ニ四ヶ所へ御

留守居中より太体之為伺

御機嫌被差出候事

綿貫權右衛門

右吉内藏助殿より御國中

為伺御様体御発駕当日より

御帰城迄御供被申付候

但權右衛門へ御供間御貸扶持

御貸喰被仰付候へ共、被捨

遣候事

御国被成御廻之内御一門方・

老中其外より御音信物

并飛脚等差上候覺

一生貝一籠 宋戸修理より

使者草野福右衛門

上下五人

右徳佐にて献上之

一子籠之鰯ノ鮓一桶

毛利六郎左衛門より

使岡村三郎右衛門

上下五人

右三田尻にて献上之

一千鯛一箱 毛利虎槌より

使新藤角右衛門

上下四人

右花岡にて献上之

一粕漬之蛸一桶

毛利市正より

使伊秩七兵衛

右広瀬にて献上之

一鱸粕漬一器

毛利織部より

使宇津宮助右衛門

右三田尻にて献上之

一御所柿一籠

一生貝一折 益田越中より

(使脱カ) 栗山半左衛門

右花岡にて献上之

一千鯛一箱 福原隠岐より

使安藤市兵衛

右三田尻にて

一煎鮎一箱
繁沢二郎兵衛より

使山田甚兵衛

右下関ニて

一千鱒一箱
国司与三兵衛より

使井上彦左衛門

右川棚ニて

一粕漬貝一桶
山内九郎兵衛より

使_(トヤ)

右阿川ニて

一御肴一種
児玉四郎兵衛より

使_(マコ)

右三田尻ニて

榎本太郎左衛門

益田七郎兵衛

志道太郎右衛門

益田九左衛門

右大与組頭四人より連書

を以催相飛脚老人

差出候、献上物ハ無之

清水長左衛門

柳沢監物

桂 三郎左衛門

児玉民部

右断同、但船木へ飛脚

差出候事

一寄与中よりハ伺御機嫌之

飛脚御国中三催相ニして(トしてカ)

差出候、山代御泊之時一飛脚、

三田尻へ一飛脚、吉田へ一

飛脚、以上三飛脚を以御機嫌

相伺候事

一御所柿一籠
毛利宮内より

右井上ニて御狩就被仰付候、

萩より被召寄候故、於阿川

献上之

一鮭壹尺
毛利玄番より

右同所ニて献上之

一御所柿一籠充
益田九左衛門

志道太郎右衛門

梨羽頼母

一釣柿一曲物 清水長左衛門

右四人ハ御狩場被召寄候ニ付
井上持参候て献上之事

御国廻り御道中御役付

御本陳御番組

出頭役 笹川治右衛門
棕梨半兵衛

右騎馬定御供御宿定詰

一番 御奥番頭

上山右衛門

右騎馬御供御宿御番

相手詰ニして

御配膳

乃美半之助

右騎馬定御供御宿定詰

不寝 井上市之允

鷹屋半三郎

杉森権十郎

赤川源太郎

右御宿御番相手詰ニして

梨羽与右衛門

但江戸御道中御供之格同前

棕梨友之允

不寝 入江弥兵衛

同 岡部与兵衛

同 繁沢安之允

同 松田五左衛門

右御駕籠廻り御供、

御宿御番相手詰にして

式人充不寝

八谷源左衛門

右御宿御番相手詰ニして

不寝 井上庄左衛門

同 張 甚之允

右御宿御番相手詰ニして、

并御小生衆同道

大和源兵衛

右騎馬御供御宿御番相手
詰ニして

右同断
藤井長右衛門

不寝
平田少兵衛

同
来嶋又兵衛

同
石部六郎兵衛

右虎ノ子詰ニして、式人充可相勤候

有地吉左衛門

右相手なし、御駕籠廻り

定御供

張 半右衛門

木原藤七郎

右御宿定詰

川上宗全

右騎馬定御供御宿
定詰

渋谷木工左衛門

右御駕籠廻り御供

御宿御番相手詰ニして

進藤助左衛門

右御朝夕御昼ともニ

鬼喰相手詰ニして

小川玄達

右二番ニして御供御泊

ニてハ御機嫌伺ニ可罷出候、

非番之節罷立候時は

御本陳問合可罷立事

二番
小笠原仁左衛門

右断一番ニ付

同
野村権之助

同
桂 孫四郎

佐々部采女

栗屋新二郎

右同
林 三郎兵衛

同
平佐源七郎

右同
内藤八郎兵衛

右同
村田二郎右衛門

右同
笠原源兵衛

右同 飯田七兵衛
右同 桑原新八

右同断山縣茂左衛門

右同断高須平兵衛

同 栗屋十兵衛

右断前同

三戸源右衛門

断前同口羽四郎五郎

断前同寫田五右衛門

断前同坪井与左衛門

断前同岡部玄慶

断前同山田原欽

椋木益庵

原田友庵

右定御供御泊ニテハ

為伺御機嫌毎晩御本陳

可罷出事

井関長右衛門

吉賀猪兵衛

阿達十郎右衛門

右御用次第相詰、罷立候

時は御本陳へ承合可罷

立事

栗屋五郎右衛門

生駒八郎右衛門

右御本陳承合可罷立事

石川猪右衛門

弘 勘四郎

津森神九郎

右定御供

右御本陳御道中共ニ此辻

を以可被相勤候、以上

九月十六日 口羽助之進

右之通ニ相定、与頭口羽助之進
方より御立寄かと相触候事

平成二十三年度 山口県文書館 古文書実践講座 二班

受講生 和田 稔 (山口市)

小泉和夫 (柳井市)

安田和幸 (柳井市)

井上美登里 (柳井市)

神原素子 (周南市)

竹内 康 (山口市)

高田美智子 (山口市)

助言者 吉積久年 (前山口県文書館副館長)

山田 稔 (山口県文書館専門研究員)

伊藤一晴 (同右)